

# あきた

発行所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市総務部文書法制課  
電話 018-866-2008

印刷所 秋田市寺内字三千刈110番地の1  
秋田活版印刷株式会社  
電話 018-888-3500

## 目 次

### 規 則

○保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則  
(第27号) ..... 2

### 告 示

- 住民票の職権消除について(第218号) ..... 2
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について(第219号)  
..... 2
- 市道路線の区域変更および供用開始について(第220号) ... 2
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定  
介護予防サービス事業者の指定について(第221号) ..... 3
- 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防  
サービス事業者の指定について(第222号) ..... 3
- 秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販  
売に係る収入金の徴収事務の委託について(第223号) ..... 3
- 放置自転車等の撤去および保管について(第224号) ..... 3
- 平成25年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達につ  
いて(第225号) ..... 3
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定  
介護予防サービス事業者の指定について(第226号) ..... 4
- 平成22年度、平成23年度、平成24年度および平成25年度国民健  
康保険税納税通知書の公示送達について(第227号) ..... 4
- 被保険者証返還命令予告通知書および弁明の機会付与通知書の  
公示送達について(第228号) ..... 4
- 平成25年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税  
額決定・変更通知書の公示送達について(第229号) ..... 4
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について(第230  
号) ..... 4
- 生活保護法による介護機関の指定、変更および廃止について  
(第231号) ..... 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について(第232号) ..... 5
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について(第233号) ... 5
- 秋田市議会定例会の招集について(第234号) ..... 5
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について(第235号) ... 5
- 道路法による道路の区域変更について(第236号) ..... 5
- 平成25年度市税督促状の公示送達について(第237号) ..... 6
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について(第238号)  
..... 6

### 教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について(第12号) ..... 6

### 選 管 告 示

○平成25年 9 月 1 日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所  
および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録  
した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所お  
よび生年月日を記載した書面の縦覧について(第72号) ..... 6

### 農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について(第11号) ..... 6

### 上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の指定について(第34号) ..... 6
- 指定給水装置工事事業者の休止について(第35号) ..... 7
- 指定排水設備工事事業者の休止について(第36号) ..... 7
- 指定給水装置工事事業者の廃止について(第37号) ..... 7
- 指定給水装置工事事業者の廃止について(第38号) ..... 7
- 指定給水装置工事事業者の廃止について(第39号) ..... 7

### 公 告

- 放置自転車等の撤去および保管について ..... 7
- 入札参加資格の申請の受付について ..... 8
- 建築基準法による道路の指定について ..... 9
- 公開による意見の聴取について ..... 9
- 開発行為に関する工事の完了について ..... 9
- 借受けを希望する者の公募について ..... 9
- 農用地利用集積計画の策定について ..... 11
- 開発行為に関する工事の完了について ..... 11

### 上 下 水 道 局 公 告

- 入札参加希望者の公募について ..... 11
- 入札参加希望者の公募について ..... 12
- 入札参加希望者の公募について ..... 13
- 入札参加希望者の公募について ..... 14
- 入札参加希望者の公募について ..... 15
- 入札参加希望者の公募について ..... 15
- 入札参加希望者の公募について ..... 16
- 入札参加希望者の公募について ..... 17
- 入札参加希望者の公募について ..... 18
- 一般競争入札の執行について ..... 19
- 入札参加希望者の公募について ..... 21
- 入札参加希望者の公募について ..... 22
- 入札参加希望者の公募について ..... 22
- 入札参加希望者の公募について ..... 23
- 入札参加資格の申請の受付について ..... 24
- 受益者負担金の賦課対象区域について ..... 26

- 入札参加希望者の公募について……………26
- 一般競争入札の執行について……………27
- 一般競争入札の執行について……………28

## 規 則

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年8月26日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市規則第27号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任に関する規則（平成9年秋田市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第10項第1号中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同表第25項第1号中「、第2項および第4項」を「から第4項までおよび第6項」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。ただし、別表第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 秋田市告示第218号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権削除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年8月2日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市檜山川口境22番12号 光明荘	佐々木 光義

（教示）

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません（行政不服審査法第20条）。

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
  - (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます（行政事件訴訟法第8条）。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

### 秋田市告示第219号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年8月5日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市將軍野東三丁目5番38-2号  
ファミリーマート秋田広面鍋沼店  
店長 齊 藤 和 史

受託者の住所および氏名

秋田市新屋町字関町後190番地82  
セブン-イレブン秋田山王中島町店  
店長 阿 部 真理子

### 秋田市告示第220号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成25年8月5日

秋田市道路管理者  
秋田市長 穂 積 志

#### 1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	旧新	路線名	区 域	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	土崎北一丁目4号線	秋田市土崎港北一丁目150番5地先 秋田市土崎港北一丁目87番6地先	278.4	4.0~7.2
	新	土崎北一丁目4号線	秋田市土崎港北一丁目150番5地先 秋田市土崎港北一丁目87番6地先	278.4	4.0~7.2

- 2 区域変更および供用開始の期日 平成25年8月5日
- 3 縦覧期間 平成25年8月5日から同月18日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第221号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第79条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成25年8月6日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
池田ライフサポート&システム株式会社	訪問介護わかば中通	秋田市中通五丁目7番1号	平成25年8月1日	訪問介護、介護予防訪問介護
株式会社フォレストフィールド	心花（ときめき）デイサービス	秋田市御野場五丁目8番19号	平成25年8月1日	通所介護、介護予防通所介護
有限会社729	にこにこリハビリデイサービス茨島る〜む	秋田市茨島七丁目4番26号	平成25年8月1日	通所介護、介護予防通所介護
株式会社サンメディカル	あったかいごセンター秋田指定居宅介護支援事業所	秋田市土崎港中央三丁目12番9号	平成25年8月1日	居宅介護支援

秋田市告示第222号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

平成25年8月6日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
有限会社ルーク	グループホームソフトハンド浜田	秋田市浜田字自在山47番地9	平成25年8月1日	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

秋田市告示第223号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年8月9日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

秋田県秋田市山王臨海町1番1号  
株式会社秋田魁新報社  
代表取締役社長 小笠原 直 樹

秋田市告示第224号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成25年8月9日

秋田市長 穂 積 志

- 撤去し、保管した自転車等
  - 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 11台
    - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 7台
  - 撤去し、保管した年月日
 

平成25年7月2日から同月31日まで
  - 返還を行う時間および場所
    - ア 時間 午前10時から午後7時まで
    - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所
  - 返還を開始する年月日および返還を行う期間
 

平成25年8月23日から平成26年2月23日まで
- 返還を受けるために必要な事項
 

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第225号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年8月12日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり  
 2 送達する書類  
 平成25年度後期高齢者医療保険料納入通知書

**秋田市告示第226号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第79条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成25年8月15日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社 りは・ぼっ と	デイサー ビスり・ あく	秋田市横 森一丁目 15番17号	平成25年 8月15日	通所介護、介 護予防通所介 護
株式会社 One's Life	ケアプラ ンセンター 西部ワン ズライフ	秋田市新 屋日吉町 45番3ー 1号	平成25年 8月15日	居宅介護支援

**秋田市告示第227号**

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年8月16日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類  
平成22年度、平成23年度、平成24年度および平成25年度国民健康保険税納税通知書

**秋田市告示第228号**

次の被保険者証返還命令予告通知書および弁明の機会付与通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該被保険者証返還命令予告通知書および弁明の機会付与通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年8月16日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類  
被保険者証返還命令予告通知書および弁明の機会付与通知書

**秋田市告示第229号**

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年8月16日

秋田市長 穂 積 志

- 送達を受けるべき者の住所および氏名  
秋田市御野場七丁目1番14-303号 小林 大
- 送達すべき書類の名称  
平成25年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

**秋田市告示第230号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年8月19日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
佐野薬局広面店	秋田市広面字堤敷25番地1	平成25年 6月1日
佐野薬局將軍野店	秋田市將軍野南五丁目12番 31号	平成25年 7月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
アルプス薬局	秋田市將軍野南五丁目12番 31号	平成25年 6月30日
佐野薬局広面店	秋田市広面字堤敷25番地1	平成25年 5月31日
医療法人むつみ会 大谷医院	秋田市川元むつみ町6番6 号	平成25年 7月31日

**秋田市告示第231号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年8月19日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
みらいケアセンター	秋田市川尻上野町1番19号	平成25年 6月1日
ケアセンターきら ら通所介護事業所	秋田市太平山谷字中山谷317 番地1	平成25年 6月1日

佐野薬局広面店	秋田市広面字堤敷25番地1	平成25年 6月1日
佐野薬局將軍野店	秋田市將軍野南五丁目12番31号	平成25年 7月1日
在宅介護サービスステーションたんぼ飯島訪問介護	秋田市飯島緑丘町18番19号	平成25年 7月1日
グループホーム遊宴秋田旭川	秋田市旭川清澄町16番17号	平成25年 7月1日
みなみ風デイサービス	秋田市仁井田字新中島826番地310	平成25年 7月1日
きらら訪問看護ステーション	秋田市大町二丁目5番1号	平成25年 7月15日
やすらぎの郷	秋田市泉中央五丁目1番16号	平成25年 6月1日
ラベンダー薬局	秋田市泉南三丁目17番31号	平成25年 8月1日
かりん薬局	秋田市飯島新町一丁目1番1号	平成25年 8月1日
いずみメイプル薬局	秋田市泉東町8番58号	平成25年 8月1日

2 変更

名 称	変更事項（名称・所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
在宅介護サービスステーションたんぼ飯島居宅介護支援	ケアセンターみさご 秋田市飯島美砂町5番71号	在宅介護サービスステーションたんぼ飯島居宅介護支援 秋田市飯島緑丘町18番19号	平成25年 6月17日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
アルプス薬局	秋田市將軍野南五丁目12番32号	平成25年 6月30日
佐野薬局広面店	秋田市広面字堤敷25番地1	平成25年 5月31日
やすらぎの郷	秋田市泉中央五丁目1番16号	平成24年 1月31日

秋田市告示第232号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成25年8月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
中野上町内会
- 2 認可年月日  
平成22年9月9日
- 3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 中 川 昭 司

秋田市下新城中野字琵琶沼261番地1

変更後 中 川 吉 久

秋田市下新城中野字街道端西39番地

- 4 変更年月日  
平成25年4月6日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第233号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年8月22日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受ける者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
423	秋田市東通八丁目3番1号	セブーンイレブン秋田東通8丁目店

秋田市告示第234号

平成25年9月3日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成25年8月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第235号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年8月27日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受ける者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
424	秋田市山王中島町2番2号	セブーンイレブン秋田山王中島町店

秋田市告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成25年8月30日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新	路線名	区 域	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	広域河辺北野田神内線	秋田市河辺北野田高屋字畑ノ沢220番1地先 秋田市河辺神内字新山沢65番4地先	9,448.7	7.0~86.0
	新	広域河辺北野田神内線	秋田市河辺北野田高屋字畑ノ沢220番1地先 秋田市河辺神内字新山沢65番4地先	9,448.7	7.0~86.0

## 2 縦覧期間

平成25年8月30日から同年9月12日まで（ただし、土曜日および日曜日を除く。）

## 秋田市告示第237号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年8月30日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の住所および氏名別紙（省略）のとおり
- 送達する書類  
平成25年度市税督促状

## 秋田市告示第238号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年8月30日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市広面字広面233番地  
セブニーイレブン秋田東通8丁目店  
店長 伊 藤 典 之

受託者の住所および氏名

東京都千代田区二番町5番地25  
株式会社そごう・西武  
ザ・ガーデン自由が丘S E I B U秋田店  
代表取締役 松 本 隆

## 教 委 告 示

## 秋田市教委告示第12号

平成25年8月22日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成25年8月19日

秋田市教育委員会  
委員長 進 藤 光 子

## 選 管 告 示

## 秋市選管告示第72号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成25年9月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成25年8月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

- 期間 平成25年9月3日から同月7日まで
- 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 時間 午前8時30分から午後5時まで

## 農 委 告 示

## 秋田市農委告示第11号

平成25年8月19日午後2時秋田市河辺市民サービスセンターに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成25年8月12日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 農地法第4条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 農用地利用集積計画（平成25年度4号）に関する件
- 非農地証明申請に関する件（3件）
- 農地等保全委員の選任に関する件

## 上 下 水 道 局 告 示

## 秋田市上下水道局告示第34号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成25年8月2日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業業者	代 表 者	所 在 地
有限会社サンラ イトチェーン	佐 藤 充	秋田市新屋沖田町2 番3号

2 指定年月日  
平成25年7月30日

秋田市上下水道局告示第35号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業業者の休止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成25年8月21日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定給水装置工事業業者の休止

指定工事業業者	代 表 者	所 在 地
佐々木工業	佐々木 恵 一	秋田市飯島飯田二丁 目8番11号

2 休止年月日  
平成25年8月14日

秋田市上下水道局告示第36号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業業者の休止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成25年8月21日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定排水設備工事業業者の休止

指定工事業業者	代 表 者	所 在 地
佐々木工業	佐々木 恵 一	秋田市飯島飯田二丁 目8番11号

2 休止年月日  
平成25年8月14日

秋田市上下水道局告示第37号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成25年8月30日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定給水装置工事業業者の廃止

指定工事業業者	代 表 者	所 在 地
株式会社曾我建 設	曾 我 薫	秋田市河辺和田字高 屋敷82番地1

2 廃止年月日  
平成17年12月30日

秋田市上下水道局告示第38号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、

秋田市指定給水装置工事業業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成25年8月30日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定給水装置工事業業者の廃止

指定工事業業者	代 表 者	所 在 地
大信設備	土 田 明 満	秋田市仁井田新田一 丁目1番31号

2 廃止年月日  
平成15年3月18日

秋田市上下水道局告示第39号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成25年8月30日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定給水装置工事業業者の廃止

指定工事業業者	代 表 者	所 在 地
有限会社嶋設備 企画	嶋 宮 光 明	秋田市牛島西四丁目 11番21号

2 廃止年月日  
平成21年2月5日

公 告

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成25年8月2日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

- (1) 放置されていた場所および台数（135台）
  - 追分駅前自転車等駐車場 25台
  - 上飯島駅自転車等駐車場 4台
  - 土崎図書館前自転車等駐車場 5台
  - 土崎駅前自転車等駐車場 24台
  - 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 24台
  - 新屋駅前自転車等駐車場 29台
  - 下浜駅前自転車等駐車場 1台
  - 四ツ小屋駅東自転車等駐車場 1台
  - 秋田駅東自転車等駐車場 6台
  - 秋田駅西地下自転車等駐車場 3台
  - 牛島駅西自転車等駐車場 2台
  - 牛島駅東自転車等駐車場 11台
- (2) 撤去し、保管した年月日  
平成25年7月29日および同月30日
- (3) 防犯登録番号等  
別紙（省略）のとおり
- (4) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 午前9時から午後5時まで  
 イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場
- (5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
 平成25年8月16日から平成26年2月16日まで  
 (ただし、土曜日、日曜日、祝日および12月29日から1月3日を除く。)
- 2 返還を受けるために必要な事項  
 自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 自転車等の処分  
 この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。
- 4 問合せ先  
 秋田市山王一丁目1番1号  
 秋田市都市整備部交通政策課  
 電話 866-2035

#### 秋田市公告

次のとおり秋田市新庁舎建設地中熱利用設備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成25年8月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
- (1) 本工事は、共同企業体による工事である。  
 (2) 工 事 番 号 他工 第21号  
 (3) 工 事 名 秋田市新庁舎建設地中熱利用設備工事  
 (4) 工 事 場 所 秋田市山王一丁目1番1号  
 (5) 工 事 概 要 融雪用地中熱利用設備工事  
 ポアホール 25孔  
 ヒートポンプ、循環ポンプ、配管工事  
 等空調用地中熱利用設備工事  
 基礎杭利用熱交換器設置 36箇所  
 ヒートポンプ、循環ポンプ、配管工事  
 等
- (6) 工 事 期 限 平成27年10月30日(金)  
 (7) 予 定 価 格 218,340,000円(消費税別)  
 (8) 開 札 予 定 期 日 平成25年9月6日(金)  
 (9) 仮契約予定期日 平成25年9月9日(月)  
 (10) 本 契 約 秋田市議会の議決を得たとき。  
 (11) 注 意 事 項
- ア この入札は、電子入札により執行する。  
 イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。  
 ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。  
 エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格

- を超える金額の入札は無効とする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 共同企業体に関する事項
- ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。  
 イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。
- (2) 共同企業体の構成員に関する事項
- ア 代表者要件
- (ア) 公告日時において、秋田市の管工事A級に等級格付されていること。  
 (イ) 管工事業における特定建設業の許可を有すること。  
 (ウ) 管工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。  
 (エ) 管工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。  
 (オ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- イ 代表者以外の構成員要件
- (ア) 公告日時において、秋田市の管工事A級に等級格付されていること。  
 (イ) 管工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。  
 (ウ) 管工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。  
 (エ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- 3 入札参加資格審査の申請に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成25年8月19日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）  
 イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し  
 ウ 施工実績調査書（管工事について元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと（様式3）。）  
 エ 配置予定技術者調査書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと（様式4）。）  
 オ 誓約書（様式5）
- (2) 申請書等の提出  
 申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受付  
 申請書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成25年8月6日(火)から同月19日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで  
 イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当  
 ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。
- 4 指名に関する事項
- (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛てに指名通知する。  
 (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない

場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。

- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成25年8月27日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。
- (4) 入札は、電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成25年8月27日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成25年9月9日(月)午後5時までに返却すること。

#### 5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。

ただし、本案件は平成25年6月11日に公告した他工第10号を再度公告するものであり、変更部分は次のとおりである。

ア 本案件の工事期限 平成27年10月30日(金)

イ 本案件の質問受付期間は、平成25年8月6日(火)から同月21日(水)午後5時までとし、回答の公表は同月28日(水)までに行う。

- (2) 販売店 公益財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部  
秋田市山王一丁目2番35号(市役所山王別館1階)  
電 話 018-863-2581  
F A X 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成25年8月6日(火)から同月28日(水)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 23,200円(設計書 400円、図面 22,800円)(税込み)(CD-ROM 有(1枚1,000円))
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)により、平成25年8月28日(水)までにF A Xで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である(無料)。
- (8) 閲覧期間 平成25年8月6日(火)から同年9月5日(木)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)を持参すること。

#### 6 その他

- (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問合せ先  
秋田市総務部契約課工事契約担当  
電話 018-866-2165

#### 秋田市公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に掲

げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則(昭和48年秋田市規則第12号)第31条の規定に基づき、公告する。

平成25年8月7日

秋田市長 穂 積 志

- 申請者の住所および氏名  
秋田県秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県知事 佐竹 敬久
- 道路位置指定箇所  
秋田市榎山登町355番7、355番8、355番11および355番12
- 道路幅員 4.35~4.40メートル
- 道路延長 15.03メートル
- 指定年月日および番号  
平成25年8月7日 第5号

#### 秋田市公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第14項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第15項の規定により公告する。

平成25年8月7日

秋田市長 穂 積 志

- 意見聴取の日時 平成25年8月21日(水)午後6時
- 意見聴取の場所 東部公民館 ことぶき(和室)
- 意見の聴取をしようとする事項

建築基準法第48条第1項ただし書の規定により、第一種低層住居専用地域内において建築してはならない建築物の建築を許可することについて

- 建築計画の概要
  - 建築物の主要用途 支所および集会場
  - 建築物の位置 秋田市広面字釣瓶町13番3
  - 構造および規模 鉄筋コンクリート造2階建て
  - 敷地面積 6,208.58㎡
  - 延べ面積 2,538.98㎡
- 申請者の住所および氏名

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により、平成25年6月18日付け秋田市指令第2880号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月8日

秋田市長 穂 積 志

- 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市大町三丁目2番10号  
大和ハウス工業株式会社 秋田支店  
支店長(支配人) 植田佳彦
- 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市八橋イサノ一丁目161番1、162番1および161番1地先水路

#### 秋田市公告

未利用建物の利活用を図るため、当該建物の借受けを希望する者を公募するので、次のとおり公告する。

平成25年8月9日

秋田市長 穂 積 志

1 貸付対象建物等

秋田太平山谷字中山谷143番地 旧山谷小学校

- (1) 建 物 (旧校舍棟) 昭和57年1月築 鉄筋コンクリート造 2階建 1,482.87㎡  
(旧給食棟) 昭和57年1月築 鉄筋コンクリート造平家建 306.71㎡  
(物 置) 昭和57年3月築 木造 2階建 35.74㎡
- (2) 敷地面積 2,356㎡ (貸付対象建物相当分)
- (3) 都市計画区域 秋田都市計画区域外
- (4) 設備関係 ア 電 気 (低圧受電、従量電灯C)  
イ 上水道 (40mm 校舍棟のみ給水、給食棟は別途接続工事必要)  
ウ 下 水 (浄化槽)  
エ ガ ス (プロパン、別途契約必要)

2 借受申込に関する事項

- (1) 借受を希望する者は、平成25年9月20日(金)午後5時までに次に掲げる書類 (以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。  
ア 建物借受申請書  
イ 建物の利活用に係る事業計画書および収支予算書  
ウ 建物の利活用に係る利用計画図 (配置図および平面図)  
エ 直近3箇年の財務の状況を示す書類  
オ 定款、規約又はこれらに類する書類  
カ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票  
キ 市税の納税証明書
- (2) 申請書等の受付  
ア 受付方法  
持参又は郵送により受付  
イ 受付場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所分館2階  
秋田市総務部管財課  
ウ 借受申請書  
秋田市のホームページから入手すること。

3 貸付対象事業

- 建物の貸付対象事業は、次の各号に掲げる地域活性化事業とし、それぞれ当該各号に定めるいずれかの要件を満たすものであること。
- (1) 産業の振興 本市の産業の振興に資するものであること。
  - (2) 雇用の機会の創出 地域の雇用創出につながるものであること。
  - (3) 社会福祉の増進 本市の社会福祉の増進に資するものであること。
  - (4) 芸術文化の振興 美術、工芸、デザインその他本市の芸術文化の振興につながるものであること。
  - (5) その他 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に即した地域活性化につながるものであること。

4 利活用者の選定

申請書等を提出した者のうちから、当該建物の利活用を図る者として最も適当と認める者を利活用者として選定するものとする。

ただし、当該建物の貸付面積等に余裕があり、複数の団体でも管理・運営が可能と認める場合には、利活用者として認めるものとする。

5 貸付条件

利活用に係る建物の貸付条件は、概ね次のとおりとする。

- (1) 貸付対象建物は現状渡しとする。
  - (2) 利活用者は常に、善良な管理者の注意をもって建物を維持管理しなければならない。
  - (3) 目的以外に建物を使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。
  - (4) 建物の使用に当たって特別の設備をしようとする場合、その他許可を受けた内容を変更する場合は、あらかじめ秋田市の許可を受けなければならない。
  - (5) 貸付期間中、建物の使用状況について秋田市から実地の調査もしくは資料および報告書の提出の求めがあり、又は当該建物の維持もしくは使用に関する指示があったときは、これに従わなければならない。
  - (6) 次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付契約の全部もしくは一部を取消し、又は変更するときがある。この場合において、貸付契約の取消し等により生じた損害について、その補償を求めることはできない。  
ア 建物等を公用又は公共用に供するため必要とする場合  
イ 利活用者が貸付条件に違反した場合
  - (7) 利活用者は、貸付契約期間が満了したとき又は貸付契約が解除されたときは、直ちに、自己の負担により建物等を現状に回復して返還しなければならない。
  - (8) 利活用者は、その責めに帰する事由により建物等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。
  - (9) 利活用者は、契約の条件に定める義務を履行しないため本市に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
  - (10) 利活用者は、建物等について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することはできない。
  - (11) 貸付対象建物のほか、敷地内には地域住民への開放を目的とした体育館、グラウンドを有するため、利活用者は当該利用者としてトラブルが生じないように努めなければならない。
  - (12) 建物に複数の利活用者が入居する際は、建物の円滑な運営に供するよう互いに協力しなければならない。
  - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項
- 6 貸付期間  
建物等の貸付期間は3年以内とする。ただし、更新を妨げない。

7 貸付料等

- (1) 建物の貸付料は秋田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 (昭和39年秋田市条例第19号) 第4条第2号の規定に基づき無償とする。ただし、土地に係る貸付料は、秋田市財務規則 (昭和40年秋田市規則第6号) の定めるところにより徴収する。  
(土地貸付料は営利目的の場合は年間約160円/㎡、公共的目的の場合は50円/㎡となる。)
- (2) 上記の他、次に掲げる有益費および必要費は利活用者の負担とする。  
ア 電気、ガスおよび上下水道の使用料  
イ 電話等の電気通信回線の使用料  
ウ ごみの処理に要する費用  
エ 施設等の改修、修繕等に要する経費  
オ 照明器具等消耗品の取替えに要する経費  
カ 除排雪経費等施設運営に要する経費

- キ その他、使用者が通常負担すべき経費
- 8 現地説明会  
平成25年8月23日(金) 午前10時 旧山谷小学校正面玄関前集合  
ただし、当日都合がつかない場合は、管財課へ連絡すること。
- 9 その他  
(1) 借受申込は、建物の一部でも可とする。  
(2) 問合せ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市総務部管財課  
電 話 018-866-2053  
F A X 018-866-9216  
E-mail ro-fnpr@city.akita.akita.jp

**秋田市公告**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成25年度第4号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年8月26日

秋田市長 穂 積 志

- 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号  
秋田市農林部農林総務課

**秋田市公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成25年1月25日付け秋田市指令第289号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月27日

秋田市長 穂 積 志

- 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田県潟上市天王字上江川47番地252  
株式会社西友ハウス  
代表取締役 西村 伸平
- 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市外旭川字神田426番2、441番、442番、443番、444番、445番、446番、447番、448番、449番、450番、451番、452番、453番、454番、455番、456番、457番、458番、459番、460番、461番、462番、463番、464番および455番地先水路

**上下水道局公告**

**秋田市上下水道局公告**

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年8月2日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

- 入札に付する事項  
(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第18号 浄水場電 動弁修繕	秋田市仁 井田字新 中島221 番地2地 内	平成26年 1月31日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市総務部契約課に機械器具設置工事で登録していること。 ② 電動バタフライ弁の整備実績があること（元請、下請は問わない。）。 （基本的要件については、別に記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- 資格を有する者（実務経験者を含む。）を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。
- 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成25年8月16日(金) 午前11時30分
  - 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
  - 入札保証金 免除
  - 契約予定日 平成25年8月20日(火)
  - 注意事項  
ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。  
エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- 入札に参加を希望する者は、平成25年8月15日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
  - 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送

によるものは受け付けない。

- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成25年8月2日(金)から同月15日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
  - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年8月2日(金)から同月15日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年8月16日(金)から同月19日(月)までに（土曜日および日曜日を除く。）、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
  - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
  - イ 施工実績調書（様式4）および契約書等の写し
  - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年8月2日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第19号 豊岩取水場 取水ポンプ 修繕	秋田市豊岩 豊巻字下川 原161番地 7	平成26年 2月21日	機械器具設置工事A級 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
  - ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあ

るのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。

- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年8月16日(金) 午前10時45分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年8月20日(火)
- (5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年8月15日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成25年8月2日(金)から同月15日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年8月2日(金)から同月15日(木)までの土

曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年8月16日(金)から同月19日(月)までに（土曜日および日曜日を除く。）、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。  
ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）  
イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年8月2日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第20号 茨島二丁目マンホールポンプ施設制御盤移設修繕	秋田市茨島二丁目1番地内	平成25年10月31日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 電気工事B級 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいい、「電気工事B級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事のB級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 機械器具設置工事に係る資格（実務経験者を含む。）を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年8月16日(金) 午前11時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年8月20日(火)
- (5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年8月15日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年8月2日(金)から同月15日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年8月2日(金)から同月15日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも

掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年8月16日(金)から同月19日(月)までに(土曜日および日曜日を除く)、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。  
ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)  
イ 配置予定技術者の資格・工事経歴(様式5)および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年8月2日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第22号 逆洗ポンプ 分解整備	秋田市八橋 本町六丁目 12番15号地 内	平成26年 3月14日	機械器具設置工事A 級  (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者(実務経験者を含む。)を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年8月16日(金) 午前11時15分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)

- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年8月20日(火)
- (5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年8月15日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。

- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年8月2日(金)から同月15日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年8月2日(金)から同月15日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)とする。

- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年8月16日(金)から同月19日(月)までに(土曜日および日曜日を除く)、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴(様式5)および資格者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年8月2日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限
第9号	秋田市型マンホール蓋 (枠付き) 購入	秋田市榎山登町12番43号(秋田市下水道川口汚水中継ポンプ場内)	契約日から平成25年9月20日まで

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年8月16日(金) 午前10時30分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年8月20日(火)
- (5) 注 意 事 項
  - ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
  - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年8月15日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成25年8月2日(金)から同月15日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)
  - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年8月2日(金)から同月15日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年8月16日(金)から同月19日(月)までに(土曜日および日曜日を除く。)、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年8月9日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第23号 松潤浄水場 遊離炭酸除去 塔充填剤交換 修繕	秋田市河 辺松潤字 大土手下 13番地	平成26年 2月28日	機械器具設置工事A 級  (基本的要件につい ては、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年8月21日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市河尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年8月23日(金)
- (5) 注意事項
  - ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
  - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年8月20日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送

によるものは受け付けない。

- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成25年8月9日(金)から同月20日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
  - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年8月9日(金)から同月20日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年8月21日(水)から同月22日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
  - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
  - イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年8月9日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第25号 減圧弁分解 整備	秋田市新 屋松美ガ 丘南町地 内外2箇 所	平成25年 12月27日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 口径75mm以上の水道用減圧弁分解整備の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年8月21日(水) 午前10時15分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年8月23日(金)
- (5) 注意事項
  - ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
  - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年8月20日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成25年8月9日(金)から同月20日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
  - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年8月9日(金)から同月20日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年8月21日(水)から同月22日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
    - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
    - イ 施工実績調書（様式4）および契約書等の写し
    - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
  - (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
  - (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申請書は、返却しない。
  - (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年8月9日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第26号 手形山送水管電気 防食装置修繕	秋田市仁井田字新 中島221番地2 (仁井田浄水場構 内)	平成26年 1月31日	次の①から③までの要件を満たしていること。 ① 秋田市総務部契約課に一般土木工事および電気工事で登録していること。 ② 電気防食装置(外部電源深埋方式)の施工実績又は同装置の電極交換実績があること。 ③ 一般社団法人日本防錆技術協会認定の「防錆管理士」(施設防食料)の資格者を本修繕に配置出来ること。 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- オ 一般土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること(「防錆管理士」と兼務可)。
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年8月21日(水)午前10時30分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年8月23日(金)
- (5) 注意事項
  - ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
  - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年8月20日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成25年8月9日(金)から同月20日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年8月9日(金)から同月20日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年8月21日(水)から同月22日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。  
ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)  
イ 施工実績調書(様式4)および契約書等の写し  
ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(様式5)および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年8月9日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

## 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物 件 名	納品場所	納 入 期 限	担当課
第10号	事務机等購入	秋田市上下水道局	1回目 平成25年10月18日(金)	総務課
			2回目 平成25年12月20日(金)	
			3回目 平成26年3月28日(金)	

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

## 2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年8月21日(水) 午前10時45分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年8月23日(金)
- (5) 同等品による参加の際の留意事項について
- ア 購入物件がグリーン購入法適合商品であるものについては、同等品もグリーン購入法適合商品であること。また、その他仕様書等に記載された条件であること。
- イ 同等品で参加する場合は、事前に同等品であることが確認できる資料（同等品のカタログ等）と同等品承認書（様式8）を担当課へ持参し、承認を得ること。
- ウ 入札参加申込みの際に、承認された同等品承認書を一緒に提出すること。
- (6) 注意事項
- ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

## 3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成25年8月20日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。

以下「申請書」という。）を提出すること。

- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成25年8月9日(金)から同月20日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

## 4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年8月9日(金)から同月20日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

## 5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年8月21日(水)から同月22日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

## 6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

## 秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成25年8月9日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	業務名	履行場所	履行期間	入札参加要件
第78号	秋田市上下水道局庁舎備品等移転業務委託	上下水道局川尻庁舎（秋田市川尻みよし町14番8号）および八橋下水道終末処理場（秋田市八橋本町六丁目12番15号）	契約日から平成26年3月30日まで	次の①から③までの要件を満たしていること。 ① 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。 ② 一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。 ③ 市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体から移転規模が概ね同等以上の業務の受注実績を有すること。（基本的要件については、別に記載）

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年8月27日(火)午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年8月29日(休)
- (5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 代表者、役員、支店長等の相当の地位にある者が集团的又は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者（暴力団関係者）でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成25年8月20日(火)までに、

次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。

- ア 秋田市登録業者（総務部契約課）
  - (ア) 入札参加申込書（様式1）
  - (イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し
  - (ウ) 一般貨物自動車運送事業許可証の写し
- イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者
  - (ア) 入札参加申込書（様式1）
  - (イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し
  - (ウ) 一般貨物自動車運送事業許可証の写し
  - (エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として、3か月以内に発行されたものに限る。）  
個人にあつては、営業の事実を証する書類
  - (オ) 納税証明書
    - a 直近の事業年度の消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）
    - b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税（個人営業の者は個人市民税）
    - c 秋田市に納めた直近の固定資産税（納付期限が到来している期の方までの直近4期分。ただし、秋田市で事業を行って、固定資産税が課税額0円のときは「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産なし証明」を、最新年度1年分について提出すること。）

- (2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成25年8月9日(金)から同月20日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
  - ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年8月9日(金)から同月26日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田

市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内) とする。

(3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成25年8月23日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年8月23日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第27号 御所野配水 場流量調整 弁修繕	秋田市御所 野下堤二丁 目1番1号 (御所野配 水場)	平成26年 2月10日	機械器具設置工事A 級 (基本的要件につい ては、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者(実務経験者を含む。)を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成25年9月4日(水) 午前10時30分

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成25年9月6日(金)

(5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理

規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成25年9月3日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年8月23日(金)から同年9月3日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成25年8月23日(金)から同年9月3日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)とする。

(3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成25年9月4日(水)から同月5日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴(様式5)および資格者証の写し

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

**秋田市上下水道局公告**

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年8月23日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

**1 入札に付する事項**

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第28号 仁井田浄水 場高圧電気 設備修繕	秋田市仁井田 字新中島221 番地2（仁井 田浄水場）	平成26年 3月20日	電気工事A級 （基本的要件につ いては、別に記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事のA級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

**2 入札に関する事項**

(1) 入札の日時 平成25年9月4日(水)午前10時45分

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成25年9月6日(金)

**(5) 注意事項**

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

**3 入札参加申込みに関する事項**

(1) 入札に参加を希望する者は、平成25年9月3日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年8月23日(金)から同年9月3日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

**4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項**

(1) 閲覧期間は、平成25年8月23日(金)から同年9月3日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。

(3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

**5 事後審査に関する事項**

(1) 落札候補者は、平成25年9月4日(水)から同月5日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

**6 その他**

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

**秋田市上下水道局公告**

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年8月23日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第29号 分離液濁 度計修繕	秋田市八橋 本町六丁目 12番15号 (八橋下水 道終末処理 場内)	平成25年 11月29日	次の①および②の要 件を満たしていること。 ① 電気工事A級又は B級 ② 上下水道施設にお いて計装設備の施工 実績があること(元 請又は下請は問わな い)。 (基本的要件につい ては、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級又はB級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事のA級又はB級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 電気工事について資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年9月4日(水) 午前11時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年9月6日(金)
- (5) 注意事項
  - ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
  - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あると

きは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年9月3日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成25年8月23日(金)から同年9月3日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
  - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年8月23日(金)から同年9月3日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年9月4日(水)から同月5日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
  - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
  - イ 施工実績調書（様式4）および契約書等の写し
  - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
  - (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申請書は、返却しない。
  - (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年8月23日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第30号 豊巻農業集落 排水処理施設 動力盤修繕	秋田市豊岩 豊巻字下川 原16番地1	平成26年 3月14日	電気工事B級 (基本的要件につ いては、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事B級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事のB級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年9月4日(水) 午前11時15分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年9月6日(金)
- (5) 注意事項
  - ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
  - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年9月3日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成25年8月23日(金)から同年9月3日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年8月23日(金)から同年9月3日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年9月4日(水)から同月5日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
  - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
  - イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり土崎汚水中継ポンプ場雨水調整池機械設備更新工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成25年8月27日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は、共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 下管渠 第27号
- (3) 工 事 名 土崎汚水中継ポンプ場雨水調整池機械設備更新工事
- (4) 工 事 場 所 秋田市土崎港西三丁目6番28号
- (5) 工 事 概 要 分水槽調整ゲート 1門  
調整池排水ポンプ 1台  
調整池排水引抜弁 2台  
次亜塩貯留タンク 2基  
次亜塩注入ポンプ 2台

床排水ポンプ 1台

- (6) 工 事 期 限 平成26年3月20日(木)  
 (7) 予 定 価 格 166,850,000円(消費税別)  
 (8) 開札予定期日 平成25年9月18日(木)  
 (9) 契約予定期日 平成25年9月24日(火)  
 (10) 注 意 事 項

ア この入札は、電子入札により執行する。  
 イ 秋田市財務規則(平成9年秋田市規則第37号)、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。  
 ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。  
 エ 電子入札システムにおける工事費内訳書入力の際に、設計書にある「機器費」を直接工事費へ、「間接工事費の共通仮設費」を共通仮設費へ、「間接工事費の現場管理費および据付間接費」および「設計技術費」を現場管理費へ算入すること。  
 オ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 カ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

### (1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。  
 イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

### (2) 共同企業体の構成員に関する事項

#### ア 代表者要件

- (ア) 公告日から落札決定日までの間において、秋田市の機械器具設置工事A級に等級格付されていること。  
 (イ) 下水道施設(終末処理場又はポンプ場。ただし、マンホールポンプ設備を除く。)の機械設備工事で、6,000万円以上の元請実績があること。  
 (ウ) 機械器具設置工事業における特定建設業の許可を有すること。  
 (エ) 機械器具設置工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。  
 (オ) 機械器具設置工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。  
 (カ) 公告日から落札決定日までの間において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

#### イ 代表者以外の構成員要件

- (ア) 公告日から落札決定日までの間において、秋田市の機械器具設置工事A級に等級格付されていること。  
 (イ) 機械器具設置工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。  
 (ウ) 機械器具設置工事に係る資格(実務経験者を含む。)を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

(エ) 公告日から落札決定日までの間において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

## 3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成25年9月2日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
 ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式1)  
 イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式2)の写し  
 ウ 施工実績調書(共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと(様式3))  
 エ 配置予定技術者調書(共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと(様式4))  
 オ 誓約書(様式5)

### (2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

### (3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成25年8月27日(火)から同年9月2日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで  
 イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当  
 ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

## 4 指名に関する事項

- (1) 上下水道事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛てに指名通知する。  
 (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。  
 (3) 指名通知および選定結果通知については、平成25年9月10日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。  
 (4) 入札は、電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成25年9月10日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、同月19日(木)午後5時までに返却すること。

## 5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。  
 (2) 販売店 公益財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部  
 秋田市山王一丁目2番35号(秋田市役所山王別館1階)  
 電 話 018-863-2581  
 F A X 018-863-6556  
 (3) 販売期間 平成25年8月27日(火)から同年9月11日(木)までの販売店の営業時間内  
 (4) 設計図書の販売価格 1式 6,120円(設計書 720円 図面 5,400円)(税込み)(CD-ROM有(1枚 1,000円))  
 (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)

により、平成25年9月11日(水)までにFAXで販売店へ申し込むこと。

- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である(無料)。
- (8) 閲覧期間 平成25年8月27日(火)から同年9月17日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問合せ先  
秋田市総務部契約課工事契約担当  
電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和51年秋田市条例第19号)第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成25年8月29日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

賦課対象区域

柳田字馬上田、柳田字柳田および下北手松崎字上崎(別添図面(省略)に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの)

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年8月30日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限
第11号	トイレ用ハンド ドライヤー購入	秋田市川尻みよし 町14番8号	平成25年 9月30日

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件
  - ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
  - エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。
  - オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に

基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年9月11日(水)午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年9月13日(金)
- (5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年9月10日(水)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年8月30日(金)から同年9月10日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年8月30日(金)から同年9月10日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年9月11日(水)から同月12日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にそ

の旨を通知する。

- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成25年8月30日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	業務名	履行場所	履行期間	入札参加要件
第79号	地方公営企業会計制度の見直しに係る会計相談業務委託	上下水道局川尻庁舎（秋田市川尻みよし町14番8号）および八橋下水道終末処理場（秋田市八橋本町六丁目12番15号）	契約日から平成26年3月31日まで	次の①から③までの要件を満たしていること。 ① 東北地方に本社、支店、営業所等を有していること。 ② 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第3項の「監査法人」であること。 ③ 地方公営企業会計制度の見直しに係る支援等業務委託の実績又は過去5年以内に地方独立行政法人の会計監査実績があること、もしくは地方公共団体に対し地方公営企業会計制度の見直しについての説明会等を実施し、それらの実績について証明できる書類が提出できること。 (基本的要件については、別に記載)

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年9月17日(火)午後1時30分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年9月19日(休)
- (5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 代表者、役員、支店長等の相当の地位にある者が、集团的又は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者（暴力団関係者）でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年9月10日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。

ア 入札参加申込書（様式1）

イ 実績調書（様式2）および契約書等の写し

ウ 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3箇月以内に発行されたものに限る。）

エ 納税証明書

(ア) 直近の事業年度の消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。

(イ) 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税

(ウ) 秋田市に納めた直近の固定資産税（納付期限が到来している期分までの直近4期分。ただし、秋田市で事業を行っていて、固定資産税が課税額0円の場合は「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産なし証明」を、最新年度1年分について提出すること。）

※ 納税証明書に代わって、各納付書の領収証書の写しあるいは固定資産税を口座振替により納付してい

る場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

- (2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成25年8月30日(金)から同年9月10日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
  - ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年8月30日(金)から同年9月13日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田

1 入札に付する事項

入札に付する委託業務は、次のとおりである。

番号・件名	履行場所	履行期間	入札参加要件
委託第80号 PAC貯蔵タンク清掃業務委託	秋田市豊岩豊巻字上野164番地（豊岩浄水場）	契約日から平成26年2月28日まで	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に基づく、秋田県又は秋田市の許可（業の種類：廃酸）を有していること。 ② 工業用薬品タンクの清掃実績を有していること。 （基本的要件については、別に記載）

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年9月17日(火) 午後1時45分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年9月19日(木)
- (5) 注意事項
  - ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
  - イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に

市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内) とする。

- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 入札参加資格証の交付に関する事項  
入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成25年9月12日(水)に一般競争入札参加資格証を交付する。
- 7 その他
  - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
  - (3) 申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成25年8月30日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 代表者、役員、支店長等の相当の地位にある者が、集团的又は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者（暴力団関係者）でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年9月10日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。
  - ア 秋田市登録業者（総務部契約課）

電話 018-823-8434

- (ア) 入札参加申込書（様式1）
- (イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し
- (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に規定する収集運搬業の許可証の写し

## イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者

- (ア) 入札参加申込書（様式1）
- (イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し
- (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に規定する収集運搬業の許可証の写し
- (エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。）。個人にあっては、営業の事実を証する書類
- (オ) 納税証明書

a 直近の事業年度の消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）

b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税（個人営業の者は個人市民税）

c 秋田市に納めた直近の固定資産税（納付期限が到来している期の分までの直近4期分。ただし、秋田市で事業を行っていて、固定資産税が課税額0円のときは「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産なし証明」を、最新年度1年分について提出すること。）

※ 納税証明書に代わって、各納付書の領収証書の写しあるいは固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

(2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年8月30日(金)から同年9月10日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成25年8月30日(金)から同年9月13日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。

(3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

## 6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成25年9月12日(木)に一般競争入札参加資格証を交付する。

## 7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

